

MD&M WEST 2026 福島県ブース設営等業務委託仕様書（案）

この仕様書は、MD&M WEST 2026 への福島県ブース出展を円滑かつ効果的に実施するため、必要な事項を定める。

1 業務目的

福島県は、国内有数の医療関連機器の生産県としての強みを活かし、世界最大の市場規模を有するアメリカで開催される医療機器関連展示会「MD&M WEST 2026」への福島県ブース出展を通して、県内企業が製造した医療機器・部材の販路拡大を支援する。

本事業については、福島県ブース全体の設営・装飾、電気工事及び撤去等の業務を委託する。

2 業務内容

（1）展示会及び福島県ブースの概要

ア 展示会

展示会名：MD&M WEST 2026

会 期：2026年2月3日（火）～2026年2月5日（木）

搬入・設営：2月1日（日）～2月2日（月）（予定）

搬出・撤去：2月5日（木）

会 場：アナハイム・コンベンション・センター

（800 W Katella Ave, Anaheim, CA 92802, USA）

イ 福島県ブース

ブース番号：3170

ブース面積：400平方フィート（10フィート×40フィート）

小間形態：2面オープン

出展社数：7社

（2）業務内容

ア 福島県ブースの設営・装飾、電気工事、撤去

（ア）スケジュール（予定）

2026年2月1日（日） ブース設営・装飾

2月2日（月） ブース装飾・装飾、出展社搬入時立ち会い

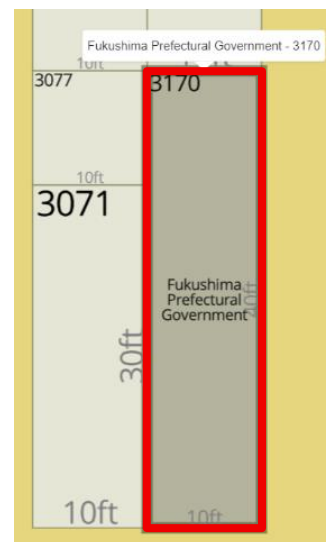
2月5日（木） 撤去

※2月2日正午までにブースの設営を完了させること（時間厳守）。

（イ）ブースのデザイン

a 福島県ブースとして統一感があり、出展企業を効果的にPRできるデザインとすること。

b 来場者の興味・関心を引きつける鮮やかで視認性の高いカラーを使用し、質の



福島県ブース
レイアウト

高いデザインとすること。

- c 床面にはカーペットを敷設し、ブース全体のデザインとの調和を図ること。
- d 来場者が立ち寄りやすい導線に配慮すること。
- e 遠くからでも日本企業であることが認識できるような視認性や仕掛けを施し、目立ちやすく集客効果の高いデザインとすること。
- f 装飾には、「JAPAN」「FUKUSHIMA」「Made in Japan」の文字を明示し、あわせて日本国旗のイラストを入れること。
- g 福島県ブース内に、以下のスペースを設けること。

(a) 共同出展企業スペース

出展企業7社の展示台を設置すること。

(b) 共有商談スペース

出展企業7社が公平に使用できる商談スペースを確保すること。

(c) 共有倉庫

施錠可能で、事務局及び出展企業7社の荷物を収納できる共有倉庫を設けること。

※受託者は、県の求めに応じて、随時、ブースデザインの変更及び修正に柔軟に対応すること。

(ウ) 設置物リスト

項目	数量	単位
a 全体構成		
ブース全体の看板（日本企業であることが視認可能な看板）	1	基
壁面（2面）設置	1	式
床（カーペット）	1	式
共有倉庫（施錠可）	1	式
b 共同出展企業スペース		
社名版	7	枚
展示台（下部に施錠可能な収納スペースがあるもの）	7	台
展示台上ショーケース（手前から製品の取り出しが可能）	7	個
企業の製品や技術を紹介するパネル（デザイン及び印刷含む）	7	枚
ハイチェア	7	脚
コンセント、照明	適宜	
c 共有商談スペース		
テーブル（ハイテーブル不可）	3	台
椅子	9	脚

※数量は目安であり、より良い提案があれば変更を提案すること。

イ 展示会主催者への申請・事務手続き

- a 出展社専用サイトでの各種申請を代行すること。

- b 展示会主催者との連絡・調整を行うこと。
- c ブースデザインが展示会規約を満たしているか展示会主催者に確認すること。
- d ブースの設営・撤去にあたり、展示会主催者から請求される電気工事費用等の支払いを行うこと。

ウ 管理

- a 設営作業中及び会期中において、県の要望に対し、速やかに対応できる体制を整えておくこと。
- b 事故が発生した場合は、速やかに安全策を講じるとともに、事故の発生原因及び処理状況を県に報告すること。当該事故の発生原因が受託者の責めに帰する場合は、当該賠償責任は受託者が負うものとする。

エ 出展企業への説明

- a 県が開催する出展企業向け説明会において、ブースの概要（ショーケースの仕様や電源等）について説明すること。なお、説明にあたっては、オンライン（Zoom等）による出席も可能とする。
- b 出展企業からのブースに係る問い合わせ等に対応すること。

3 事業実施について

(1) 体制について

活動拠点には、適切な労働環境を確保しつつ、受託業務における成果を確実に実現できるような人員配置とすること。

(2) 本仕様に定めのない事項等

受託者は、本件委託業務の実施にあたり、不明点、変更点及び本仕様書等に定めのない事項が発生した時は、県と協議の上、決定するものとする。

(3) 事業の報告について

委託業務終了後、契約書第9条に定める期限までに委託報告書等の作成及び提出を行うこと。

(4) 苦情等の処理

本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応すること。

(5) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務の実施にあたり、補助事業者及びその関係者と利害関係を持つなど、県の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(6) 法令等の遵守

ア 個人情報等の守秘義務

本業務を通して知り得た個人情報及び企業の情報等については、他に漏洩してはならない。なお、個人が特定される情報は原則として第三者へ提供しないこと。

イ 個人情報等の目的外使用の禁止

個人情報及び申請企業の情報等については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。

4 その他

- (1) 通貨レートは、受託者が行う各種契約締結時のレートを採用すること。
- (2) 委託料の額に変更が生じる可能性がある場合は、可及的速やかにかつ必ず事前に委託者と協議すること。同協議を経ない場合（特に増額変更）、甲は委託料の額の変更は行わないこととする。